

納税通知書の見方

青色文字の様式の他に、茶色文字の様式もございます。
各項目のアルファベット記号は共通であり、税額決定通知書の該当欄を指しています。

④ 所得金額	
--------	--

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。ただし、給与・公的年金等の収入は以下の計算式で所得金額を計算します。

所得金額調整控除(次の①または②に該当する場合に適用)
①給与収入金額が850万円を超え、か

＜給与所得＞ (学生・甲) つ下記のいずれかに該当する場合、(給

給与収入金額	給与所得額
0～550,999以下	0
551,000～1,618,999	給与収入－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	給与収入÷4★×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	給与収入÷4★×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	給与収入÷4★×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入÷0.9-1,100,000
8,500,000以上	給与収入-1,950,000

<公的年金所得> (単位:円)

年齢	年金収入	公的年金等の雑所得 (公的年金等の雑所得以外の 所得の合計が1,000万円以下の場合)
65歳以上の方 (昭和34.1.1以前 生まれ)	0~1,100,000	0
	1,100,001~3,299,999	年金収入-1,100,000
	3,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000
65歳未満の方 (昭和34.1.2以後 生まれ)	0~600,000	0
	600,001~1,299,999	年金収入-600,000
	1,300,000~4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000~7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000~9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が「1,000万円超2,000万円以下」の場合は上表で算出した金額に10万円を加算した金額、「2,000万円超」の場合は上表で算出した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

③ 所得から差し引かれる金額

③ 所得から差し引かれる金額

<人的控除>	納税義務者の合計所
--------	-----------

控除		住民税 控除額	所得税 控除額		900万円以下	900万円超 950万円以下
基 礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円	配偶者の 合計所得金額 950万円以下	住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円		住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円		住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,500万円超	0円	0円		住民税 控除額	所得税 控除額
扶 養	一 般	33万円	38万円	配偶者 特別控除 (70歳以上)	48万円超 95万円以下	33万円
	特 定	45万円	63万円		95万円超 100万円以下	38万円
	老 人	38万円	48万円		100万円超 105万円以下	31万円
	同 居 老 親 等	45万円	58万円		105万円超 110万円以下	26万円
障 害 者	普 通 障 害	26万円	27万円	配偶者 特別控除 (70歳未満)	110万円超 115万円以下	21万円
	特 別 障 害	30万円	40万円		115万円超 120万円以下	16万円
	同席特別障害加算	23万円	35万円		120万円超 125万円以下	11万円
	寡婦・勤労学生	26万円	27万円		125万円超 130万円以下	6万円
	ひとり親	30万円	35万円		130万円超 133万円以下	3万円
					133万円超	適用なし

控除		住民税 控除額	所得税 控除額		900万円以下	900万円超 950万円以下
基 礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円	配偶者の 合計所得金額 950万円以下	住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円		住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円		住民税 控除額	所得税 控除額
	合計所得金額 2,500万円超	0円	0円		住民税 控除額	所得税 控除額
扶 養	一 般	33万円	38万円	配偶者 特別控除 (70歳以上)	48万円超 95万円以下	33万円
	特 定	45万円	63万円		95万円超 100万円以下	38万円
	老 人	38万円	48万円		100万円超 105万円以下	31万円
	同 居 老 親 等	45万円	58万円		105万円超 110万円以下	26万円
障 害 者	普 通 障 害	26万円	27万円	配偶者 特別控除 (70歳未満)	110万円超 115万円以下	21万円
	特 別 障 害	30万円	40万円		115万円超 120万円以下	16万円
	同 居 特 別 障 害 加 算	23万円	35万円		120万円超 125万円以下	11万円
	寡婦・勤労学生	26万円	27万円		125万円超 130万円以下	6万円
	ひとり親	30万円	35万円		130万円超 133万円以下	3万円
					133万円超	適用なし

控除		住民税 控除額	所得税 控除額			900万円以下	900万円超
基 礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円	配偶者の 合計所得金額 48万円以下	住民税 控除額	所得税 控除額	住民税 控除額
	合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円		33万円	38万円	22万円
礎	合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円	老人配偶者控除 (70歳以上)	38万円	48万円	26万円
	合計所得金額 2,500万円超	0円	0円		38万円	38万円	22万円
扶 養	一 般	33万円	38万円	配偶者 特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	38万円
	特 定	45万円	63万円		95万円超 100万円以下	33万円	38万円
老 人	38万円	48万円	100万円超 105万円以下		31万円	36万円	21万円
同居老親等	45万円	58万円	105万円超 110万円以下		26万円	31万円	18万円
普通障害者	26万円	27万円	110万円超 115万円以下		21万円	26万円	14万円
特別障害者	30万円	40万円	115万円超 120万円以下		16万円	21万円	11万円
同居特別障害者加算	23万円	35万円	120万円超 125万円以下		11万円	16万円	8万円
寡婦・勤労学生	23万円	27万円	125万円超 130万円以下		6万円	11万円	4万円
ひとり親	30万円	35万円	130万円超 133万円以下		3万円	6万円	2万円
					133万円超		

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。

お問い合わせの際は、
ここに記載の「整理番号」をお知らせください。

今回の通知書の、課税対象年度です。
(この案内は令和6年度相当分について記載しています。過年度分については内容が異なることがあります。)

民税・森林環境税 税額決定税(変更)通知書

	課税される所得金額 ③ = ㉠ - ㉡ (円)	算出所得割額 ④ = ③ × 税率	
		㉠ 特別区民税 (円)	㉡ 都民税 (円)
年度相当分 (この税額は、 年中の所得により計算されます。)			

賦課決定しましたので、
規定により通知します。

	調整控除額⑤	調整控除額⑥税額控除額及び調整額⑦配当割額・株式等譲渡所得割額
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額で、すでに還付または充當又は委託納付した額(円)⑧	税額控除額※⑨及び調整額⑩	配当割額・株式等

車 中 特別税額控除額 ④ 特別税額控除

甲	乙	差引所得割額	
		①-②-③-④-⑤=①	

扶 養 該 当										均 等 割 額 ①		
配偶者控除 配偶者 寡妻 寡夫 遺族 控除	老人扶養 控除 配偶者 生計 特別 同居	特定扶養 控除 配偶者 生計 特別 同居	老人扶養 控除 配偶者 生計 特別 同居	年少扶養 控除 配偶者 生計 特別 同居	一般扶養 控除 配偶者 生計 特別 同居	障害者 控除 配偶者 生計 特別 同居	その他 控除 配偶者 生計 特別 同居	合計	合計	合計額①+①=㉔		
森林環境税②												
特別区民税、都民税、森林												
㉔は該当年度の年間の税額です。												

①は該当年度の年間の税額です。

①～④は特別区民税と都民税の区別無く印字しております。	⑤からの特別徴収税額 ⑥からの年金からの特別徴収税額 ⑦引普通徴収税額	⑧、⑨、⑩は納付方法ごとの金額の内訳です。
-----------------------------	---	-----------------------

①普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の税額及び納期限

区 分	納 期 限	税 額 (円)	普通徴収または所得割 もしくは特別徴収額 (円)	差 引 納 付 額 (円)
第 1 期				
第 2 期				
第 3 期				
第 4 期				
随 期				
還付または過年度分への充当額もしくは 委託納付額(後日別に通知いたします)(S)			特 別 税 額 控 除 しきれなかった額①	

＜物的控除＞

所得控除の種類		控除額
万円超 万円以下	雑損控除 (①いすれか多い金額)	①災害関連支出の金額 - 5万円 ②損失の金額 - 補てん額) - 総所得金額等1/10
所得税 控除額		
13万円	医療費 (①②いすれかを 選択適用)	①従来の医療費控除 ※控除限度額200万円 (医療費支払額 - 保険金等の補てん額) - (10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額) ②セルフメディケーション税制 ※控除限度額88,000円 (スイッチOTC薬等購入費 - 保険金等の補てん額) - 12,000円
13万円 12万円	社会保険料	支払金額
万円	小規模企業 共済等掛金	支払金額

所得控除の種類		控除額	
生命保険料	新生命保険料	12,000円以下	全額控除
	新個人年金保険料	12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
	介護医療保険料	32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
	※それぞれ支払った場合の控除限度額は70,000円。	56,000円超	28,000円
	旧生命保険料	15,000円以下	全額控除
	旧個人年金保険料	15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
	※両方支払った場合の控除限度額は70,000円。	40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
新旧個人生命保険料がある場合	各控除額の合計額 ※控除限度額 28,000円 ※旧生命保険料の控除額が28,000円を超える場合はその額		
新旧個人年金保険料がある場合	各控除額の合計額 ※控除限度額 28,000円 ※旧個人年金保険料の控除額が28,000円を超える場合はその額		
地震保険料のみ	支払金額の1/2 ※控除限度額 25,000円		
地震保険料	支払金額	5,000円以下	全額
		5,000円超～15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円
上記両方の保険料がある場合	控除限度額は、旧長期損害保険料限度額10,000円を含み、25,000円		

税額計算の流れ

収入金額
その年に確定した収入金額や
支払を受けた金額

必要経費等
収入を得るための費用や
給与所得控除等

① 所得金額

特別区民税
税率
6%(※)

② 特別区民
税算出
所得割額

③ 特別区民税
均等割額
3,000円

都民税
税率
4%(※)

④ 都民税
算出
所得割額

⑤ 都民税
均等割額
1,000円

調整
控除額

税額
控除額
及び調
整額

配当
割額・株
式等割額
所得割額

特別区民税
控除額

⑥ 特別区民税
均等割額
3,000円

⑦ 都民税
均等割額
1,000円

⑧ (特別区民
税・都民税)
合計額

⑨ 森林
環境税
1,000
円

総所得
① 所得金額の合計額から
純損失、雑損失の繰越控除した額

② 所得から差し引かれる金額
各種所得控除の合計額

③ 課税される所得金額
千円未満切捨て

(※) 総所得、退職所得、山林所得に対する税率です。このほかの所得に対する税率は通知書裏面をご確認ください。

① 均 等 割 額 区内に住所のあるかた等が一律に負担していただくものです。

② 森林環境税 日本国内に住所を有するかに一律に負担していただく国税です。(令和6年度創設)

税額計算の流れ

収入金額
その年に確定した収入金額や
支払を受けた金額

必要経費等
収入を得るための費用や
給与所得控除等

A 所得金額

総所得
④ 所得金額の合計額から
純損失、雑損失の繰越控除した額

⑧ 所得から差し引かれる金額
各種所得控除の合計額

C 課税される所得金額
千円未満切捨て

特別区民税
税率
6% (※)

特別区民税
算出
所得割額

都民税
税率
4% (※)

都民税
算出
所得割額

調整
控除額

税額
控除額
及び調整
額

配当
割額・株
式等譲所
得割額

特別所得
控除額

① 特別区民税
均等割額
3,000円

② 都民税
均等割額
1,000円

**K (特別区民
税・都民税)
合計額**

① 森林
環境税
1,000円

(※) 総所得、退職所得、山林所得に対する税率です。このほかの所得に対する税率は通知書裏面をご確認ください。

①均等割額 区内に住所のあるかた等が一律に負担していただくものです。

① **森林環境税** 日本国内に住所を有するかたに一律に負担していただく国税です。(令和6年度創設)